

1 3 条例等

13-1 那覇市防災会議条例

昭和48年4月11日

条例第15号

改正 平成12年5月16日条例第39号

平成24年9月28日条例第33号

平成26年3月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第16条第6項の規定にもとづき、那覇市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 那覇市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 那覇市教育長
 - (6) 那覇市消防長及び那覇市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他特に必要と認めた市長が任命する者
- 6 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員は、それぞれ若干人とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命し、または指名する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年5月16日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年9月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月27日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

13-2 那覇市防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、那覇市防災会議条例（昭和48年那覇市条例第15号）第6条の規定に基づき、那覇市防災会議（以下「会議」という。）の議事および運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会議が成立しないとき、または会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害対策本部の設置に関する事項
- (2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項
- (3) その他簡易な事項

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第4条 会議に、幹事をもって構成する幹事会をおく。

- 2 幹事会に幹事長をおく。幹事長は総務部副部長の職にある者をもってあてる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第5条 幹事会は、議案の内容に応じ、必要な範囲で招集することができる。

(記録)

第6条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、保管しなければならない。

(異動報告)

第7条 委員又は幹事の異動等により変更があったときは、後任者は、その職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

13-3 那覇市災害対策本部条例

昭和48年4月11日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、那覇市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年12月27日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年8月15日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

13-4 那覇市防災対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、那覇市防災会議条例（昭和48年那覇市条例第15号。以下「条例」という。）に基づき、那覇市における防災対策を総合的に整理し、及び推進するために、迅速かつ的確に防災対策を実施することを目的として、那覇市防災対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策に関する事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 防災関係部課の所管する所掌事務に関する計画案の連絡調整に関すること。
- (3) 職員の防災意識の高揚に関すること。
- (4) その他推進会議において必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

副市長 政策統括調整監 総務部長 企画財務部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長
 経済観光部長 環境部長 市民文化部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 会計管理者
 消防局長 上下水道局上下水道部長 教育委員会生涯学習部長 教育委員会学校教育部長
 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 会長が必要と認める者

2 推進会議の会長は、総務部担当の副市長とし、会議を総括する。

3 会長に事故があるときは、他の副市長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 推進会議の下に幹事会を置き、幹事会の幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

総務部参事 防災危機管理課長 総務課長 企画調整課長 都市計画課長 まちなみ整備課長
 商工農水課長 環境政策課長 市民生活安全課長 福祉政策課長 健康増進課長 国民健康保険課
 長 こども政策課長 消防局総務課長 消防局警防課長 上下水道部総務課担当副参事
 生涯学習部総務課長 学校教育部学校教育課長 議会事務局庶務課長 監査委員事務局副参事 選
 挙管理委員会事務局副参事 会長が必要と認める者

2 幹事会は、第2条の所掌事務について、調査検討するものとする。

3 幹事会の会長は総務部参事、副会長は総務課長とし、会長が会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 幹事会の会長は、必要があると認めるときは、幹事及び関係する部課の職員を構成員とする調査検討部会を置くことができる。

(招集及び代理出席)

第5条 推進会議及び幹事会は、必要に応じ各々の会長が招集する。

2 委員及び幹事は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員又は幹事に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員（副市長を除く。）又は幹事が事故のため、出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(報告)

第6条 幹事会の会長は、幹事会における討議結果を推進会議に速やかに報告し、承認を得るとともに、所属部課に周知し、必要な措置をとるものとする。

2 推進会議における決定事項は、必要に応じ、条例第1条の那覇市防災会議に報告するものとする。
(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、防災危機管理課が担当する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営その他必要な事項は、各々の会長が推進会議又は幹事会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 那覇市防災対策推進会議設置要綱（昭和58年12月22日施行（那防発第6号））は、廃止する。

付 則（平成28年5月10日総務部長決裁）

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

付 則（平成29年12月19日総務部長決裁）

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。

付 則（平成30年3月13日総務部長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

13-5 那覇市防災行政無線局管理運用規程

平成21年9月1日 訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、那覇市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び那覇市防災会議条例(昭和48年那覇市条例第25号)第2条の規定に基づき那覇市防災会議が作成する計画をいう。)に基づく災害対策に係る事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する那覇市防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 制御器 固定系親局を遠隔操作する装置をいう。
- (3) 固定系親局 固定系子局に対して送信及び復信方式の通話ができる無線局をいう。
- (4) 固定系子局 固定系親局から送信された電波を受信して拡声装置により地域住民に情報を伝達する放送ができ、又は単独で自局放送及び固定系親局と復信方式の通話ができる屋外に設置した無線局をいう。
- (5) 戸別受信機 固定系親局から送信された電波を受信して地域住民等に情報を伝達するため、屋内に設置した無線設備をいう。
- (6) 管理移動局 デジタルMCA陸上移動通信により陸上移動局との通信を行う無線局をいう。
- (7) 陸上移動局 デジタルMCA陸上移動通信を行うため、移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (8) デジタルMCA陸上移動通信 一定の区域において2以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうち、デジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であって、デジタル方式により2以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局及び管理移動局との間で行われる無線通信をいう。
- (9) 無線従事者 防災行政無線局の無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(防災行政無線局の通信系統及等)

第3条 防災行政無線局の通信系統は、別図のとおりとする。

- 2 固定系子局及び戸別受信機の設置場所は、別表のとおりとする。

(総括責任者)

第4条 防災行政無線局に総括責任者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括責任者は、防災行政無線の管理及び運用を総括するとともに、次条の規定により設置する管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第5条 防災行政無線局に管理責任者を置き、総務部防災危機管理課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、次条の規定により設置する通信取扱責任者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第6条 防災行政無線局に通信取扱責任者を置き、無線従事者である職員の中から管理責任者が指名

する者をもって充てる。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、防災行政無線局を管理及び運用し、無線に係る業務を所掌する。

(管理者)

第7条 制御器を設置した課に管理者を置き、当該課の長をもって充てる。

2 管理者は、制御器を管理及び運用する業務を所掌するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、通信取扱者が行う防災行政無線局の運用について監督するとともに、無線業務日誌（第1号様式）の記載を行うものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の監督の下に法その他関係法令を遵守し、防災行政無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、防災行政無線局の運用に携わる一般職員とする。

(無線従事者の配置、養成等)

第10条 総括責任者は、防災行政無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成及び適正配置に努め、毎年4月1日現在の無線従事者名簿（第2号様式）を作成するものとする。

2 総括責任者は、毎年1回以上通信取扱責任者等の研修を実施し、防災行政無線局の円滑な運用を図るものとする。

3 総括責任者は、無線従事者を選任又は解任したときは、無線従事者選(解)任届（第3号様式）によって総務省沖縄総合通信事務所長に届けるものとする。

(災害時の通信体制)

第11条 総括責任者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、直ちに管理責任者及び通信取扱責任者に待機を命じ、通信の確保に必要な措置を講じるものとする。

(備付書類等の管理)

第12条 通信取扱責任者は、次の各号に掲げる書類等を管理及び保管する。

- (1) 免許状
- (2) 申請書類等の副本
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌及び無線業務日誌抄録（第4号様式）の写し
- (6) 無線従事者選(解)任届の写し

2 無線従事者が作成した無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の確認を受けるものとする。

3 無線業務日誌抄録は、通信取扱責任者が毎年1月から12月までの分を翌年1月末までに作成し、管理責任者に提出する。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能保持を確保するため、次のとおり保守点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱責任者及び管理者（制御器の点検に限る。）がこれに当たる。
- (2) 毎月点検 管理責任者がこれに当たる。
- (3) 年点検 総括責任者がこれに当たる。

2 固定系親局の予備装置及び予備電源については、通信取扱責任者が毎月1回以上その装置を利用し、その機能を確かめておくものとする。

3 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括責任者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎年半期ごと

2 通信訓練は、住民への気象警報等の伝達又は通報の訓練並びに陸上移動局による情報収集及び伝達訓練を重点に行うものとする。

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、防災行政無線局の運用方法等に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日訓令第6号)

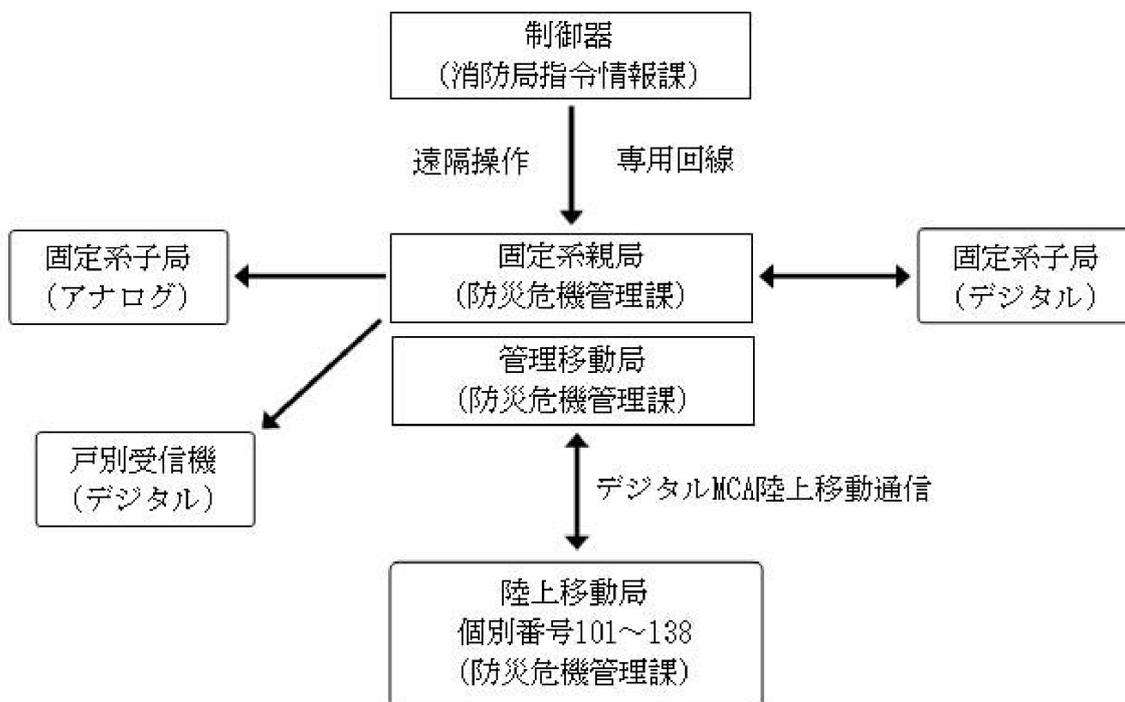
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別図 (第3条関係)

防災行政無線局通信系統



別表（第3条関係）

1 固定系子局（アナログ）

番号	管理名称	設置場所
1	波の上1	波の上ビーチ1(波の上うみそら公園側)
2	波の上2	波の上ビーチ2(教習所裏)
3	波の上3	波の上ビーチ3(ゴルフ練習場側)
4	港町1	新港ふ頭(前面道路側緑地帯)
5	曙1	曙公園
6	港町2	新港ふ頭(東側緑地北側)
7	港町3	新港ふ頭(東側緑地南側)
8	泊1	泊ふ頭緑地
9	若狭1	夫婦瀬公園
10	若狭2	若狭海浜公園
11	通堂町1	那覇ふ頭駐車場
12	通堂町2	ヨットハーバー入り口
13	壺川1	壺川中公園
14	古波蔵1	漫湖公園(西側)
15	鏡原1	漫湖公園(くじら側)
16	古波蔵2	漫湖公園(東側)
17	牧志1	緑ヶ丘公園
18	牧志2	希望ヶ丘公園
19	牧志3	ひめゆり橋
20	松川1	字松川397番3(県道40号線)
21	末吉1	末吉西公園

2 固定系子局（デジタル）

番号	管理名称	設置場所
1	識名1	大石公園(テニスコート側)
2	末吉2	末吉ちょうちょう公園
3	末吉3	末吉公民館広場(末吉町東児童公園)
4	末吉4	末吉公園(西側)
5	大名1	首里大名町2丁目26番(県道153号線)
6	石嶺1	首里石嶺町4丁目706番
7	古島	真嘉比遊水地
8	桃原	首里織工芸館広場
9	儀保	末吉公園東側(儀保交番近く)
10	赤平	虎瀬公園
11	汀良1	汀良児童公園
12	寒川	寒川緑地
13	鳥堀1	弁ヶ岳公園(県営鳥堀市街地住宅側)
14	首里金城	金城ダム専用駐車場
15	崎山1	首里崎山町3丁目56番3(那覇インターチェンジ横)
16	崎山2	県立芸術大学(首里崎山キャンパス)
17	山下1	山下西児童公園
18	山下2	垣花小学校

番号	管理名称	設置場所
19	楚辺1	楚辺2丁目42番(古波蔵交差点)
20	国場1	沖縄大学(アネックス共創館)
21	識名2	那覇市民体育館
22	上間	字上間355番1(上間交差点)
23	真地1	真地市営住宅
24	大名2	大名小学校
25	鳥堀2	弁ヶ岳公園
26	古島2	松島中学校
27	石嶺2	城北小学校
28	石嶺3	城北中学校
29	石嶺4	石嶺小学校
30	石嶺5	石嶺中学校
31	石嶺6	城東小学校
32	真嘉比	真嘉比小学校
33	真和志	城西小学校
34	汀良2	首里中学校
35	大道	大道小学校
36	松川2	松川小学校
37	繁多川1	松城中学校
38	崎山3	城南小学校
39	繁多川2	石田中学校
40	識名3	大石公園(北側)
41	与儀	与儀小学校
42	古波蔵3	古蔵小学校
43	古波蔵4	漫湖公園
44	宇栄原2	小禄中学校
45	小禄2	小禄若草公園
46	小禄3	宇栄原こども園
47	宇栄原3	宇栄原公園
48	おもろまち2	新都心公園
49	松山	松山公園
50	寄宮2	与儀公園
51	田原	田原公園
52	高良	高良公園
53	安謝2	安謝東原公園
54	赤嶺	赤嶺緑地
55	小禄4	ひばり児童公園
56	具志	ゆうがお公園
57	寄宮1	真和志小学校
58	国場2	国場東線
59	長田	上間小学校
60	仲井真	仲井真小学校
61	識名4	識名繁多川線
62	真地2	真地小学校
63	識名5	識名霊園

番号	管理名称	設置場所
64	安謝1	安謝小学校
65	銘苺1	安岡がじゅまる公園
66	天久	天久ちゅらまち公園
67	銘苺2	銘苺小学校
68	おもろまち1	黄金森公園
69	前島	前島中公園
70	牧志4	牧志公園
71	久米	上山中学校
72	樋川	那覇中央公園
73	楚辺2	城岳公園
74	金城	金城中学校
75	小禄1	小禄小学校
76	宇栄原1	さつき小学校

3 戸別受信機（デジタル）

番号	設置場所
1	那覇市津波避難ビル
2	まちぐわー案内所「ゆっくる」
3	第一牧志公設市場
4	牧志公設市場(衣料部)
5	牧志公設市場(雑貨部)
6	平和通り商店街
7	新栄通り商店街
8	むつみ橋通り商店街
9	ガープ川中央商店街
10	太平通り商店街
11	壺屋やちむん通り
12	うりずん横町通り
13	浮島通り

※第1～4号様式は「15 様式関係」に掲載

13-6 那覇市防災行政無線局（固定系）運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、那覇市防災行政無線局管理運用規程（平成21年那覇市訓令第7号。以下「規程」という。）第15条に基づき、防災行政無線局（固定系無線局に限る。）の運用方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「固定系無線局」とは、固定系親局から固定系子局及び戸別受信機に対して通報を行う通信系をいう。

2 この要綱において、「放送」とは、固定系無線局による放送をいう。

（放送の種類及び事項）

第3条 放送の種類は、緊急放送、一般放送及び点検放送とする。

2 緊急放送は、災害若しくは緊急事態が生じたとき又はそのおそれのあるときに放送するものとし、放送する事項は、次に掲げるものとする。

（1）大雨、洪水、暴風、津波等の予報及び警報に関する事項

（2）地震、風水害、大規模火災等の非常事態に関する事項

（3）人命に関わる事項その他特に緊急を要する事項

3 一般放送は、市民に周知若しくは啓発又は協力要請をする必要があるときに放送するものとし、放送する事項は、次に掲げるものとする。

（1）市政に関する市民への啓発事項及び周知連絡に関する事項

（2）その他総括責任者が必要と認める事項

4 点検放送は、固定系無線局の機器の作動状況を把握するために行う放送とする。

（放送時間）

第4条 放送時間は、次のとおりとする。

（1）緊急放送については、それを必要とするときに随時行う。

（2）一般放送については、本市の休日（那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条に規定する本市の休日をいう。以下同じ。）を除いた日の那覇市職員の正規の勤務時間（那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和47年那覇市規則第20号）第2条第1項の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下同じ。）内とする。ただし、総括管理者が必要と認める場合には、那覇市職員の正規の勤務時間外又は本市の休日に放送することができる。

（3）点検放送については、一定の時刻又は随時とする。

2 放送は、緊急放送を除き3分以内とするよう努めなければならない。

（勤務時間外等における連絡体制）

第5条 那覇市職員の正規の勤務時間外又は本市の休日に災害若しくは緊急事態が生じたとき又はそのおそれのあるときは、規程第7条の管理者が制御器を使用して放送の任務に当たる。

2 前項の管理者は、前項の放送を行った場合には、その都度管理責任者又は無線従事者に報告するものとする。

（放送の区分）

第6条 放送は、放送の目的に応じ、次により行うものとする。

（1）一斉放送 全ての子局及び戸別受信機に対して行う放送

（2）複数選択放送 複数の子局又は個別受信機を選択して行う放送

（3）個別放送 特定の一の子局又は個別受信機に対して行う放送

(放送の方法)

第7条 放送は、必要最小限の情報を伝達するものとし、その方法は次に掲げるとおりとする。ただし、非常事態その他特に緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 放送は、常に簡潔な用語の使用及び明瞭な口調で行うこと。
- (2) 放送を行う際には、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。
- (3) 放送は正確に行い、内容の誤りを知ったときには直ちに訂正を行うこと。
- (4) 放送は、原則として次の例により行うこと。

緊急放送の場合

「こちらは、ぼうさいなはしやくしょ です。(2回繰返し)～ 災害情報に関する放送内容
～・・・ 以上で終わります。 こちらは、ぼうさいなはしやくしょ でした。」

一般放送の場合

「こちらは、ぼうさいなはしやくしょ です。(2回繰返し)～ 一般行政事務連絡に関する放送
内容等 ～・・・ 以上で終わります。 こちらは、ぼうさいなはしやくしょ でした。」

(放送の申込み)

第8条 放送を申し込む場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長をいう。)は、所管する事務につき市民に周知する事項がある場合は、防災行政無線局放送依頼書(第1号様式)を放送希望日の2日前までに防災危機管理課長に提出して申し込まなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- (2) 防災危機管理課長は、防災行政無線局放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、放送が必要と判断したものについてのみ放送することができる。この場合において、放送しないことに決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(放送の記録)

第9条 無線従事者は、放送を行ったとき及び第5条第2項に基づく報告を受けたときは、規程第8条の無線業務日誌にその旨を記載しなければならない。

(通信装置付子局の運用等)

第10条 固定系親局と通信する機能を持つ固定系子局(以下「通信装置付子局」という。)から固定系親局への通信は、原則として、防災行政に関する通信を行う場合に限る。

- 2 通信装置付子局の運用等については、第2条から第4条まで、第6条、第7条及び前条の規定を準用する。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

防災行政無線局放送依頼書

年 月 日

防災危機管理課長 様

所 属
氏 名

連絡先

防災行政無線局を使用した放送を次のとおり依頼します。

件 名	
放送日時	放送期間：自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 放送開始時間： 時 分、 時 分、 時 分
放送区分	1 一斉放送 2 複数選択放送（子局名称： ） 3 個別放送（子局名称： ）
【放送文】	
注意 1 放送日の2日前までに提出してください。 2 放送文の内容は、簡潔に表現してください。	

	室 長
決	
裁	

※ 処 理	放送の可否決定	可・否
	指示事項	

13-7 那覇市防災行政無線屋外拡声器の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市防災行政無線の屋外拡声器(以下「拡声器」という。)を災害等の緊急情報、地域行事等の周知に使用する際の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(引渡方法等)

第2条 市長は、拡声器制御ボックスの鍵(以下「ボックス・キー」という。)を自治会、通り会又は事業所等の市長が認める団体(以下「団体」という。)に貸与するものとする。この場合において、ボックス・キーの引渡しの確認は、引渡記録管理簿(様式)により行うものとする。

2 ボックス・キーの引渡しを受けた団体の代表者(以下「受領者」という。)は、ボックス・キーを適切に管理することとし、万が一紛失した場合は速やかに那覇市総務部防災危機管理課に報告するものとする。

3 受領者は、ボックス・キーの管理ができなくなったときは、速やかにボックス・キーを那覇市総務部防災危機管理課に返却するものとする。

(使用方法等)

第3条 受領者は拡声器を使用する際は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 放送内容は、災害等の緊急情報連絡のほか、地域行事等に関係するものに限る。
- (2) 放送を行う場合は、「〇〇自治会放送」「〇〇自治会長からのお知らせ」等、発信者を明確にすること。
- (3) 放送時間は、午前7時から午後8時までとする。ただし、緊急時における災害情報を放送する場合は、この限りでない。
- (4) 学校、病院等の周辺では、授業等の妨げとならないよう配慮すること。
- (5) 誤操作によりサイレン等が鳴動した場合は、速やかに訂正の放送を行うこと。

付 則

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

13-8 那覇市災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が災害を受けた場合において、見舞の意を表し、被災による物的又は精神的被害を緩和するための一助とするため、被災者への見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、災害とは、風水害、火災、ガス爆発等による次の各号に掲げる災害をいう。

- (1) 全壊全焼 住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の7割以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の5割以上に達した程度のも
- (2) 半壊半焼 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の2割以上7割未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の2割以上5割未満のも
- (3) 床上浸水 浸水が住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹林等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- (4) 死亡 (1)～(3)に掲げる災害による死亡
- (5) 重傷 (1)～(3)に掲げる災害により負傷し、1月以上医師の治療を受けた者、又は医師の治療を受けている者若しくは受ける必要のある者で、1月以上医師の治療を要する見込みのあるもの

2 この要綱において、被災者とは、前項に掲げる災害を受けた者をいう。

(被災者の認定等)

第3条 この要綱による被災者の認定は、現地調査、関係機関に対する照会等を総合して行う。

2 市長は、前項の認定に必要な範囲内で、被災者又はその遺族に対し、被災の証明となる資料の提出を求めることができる。

(見舞金の支給基準)

第4条 市長は、被災者又はその遺族に対し、次の表に掲げる基準により見舞金を支給することができる。

小災害見舞金の支給

小災害の種類	見舞金の支給基準	見舞金の支給対象者
全壊全焼	1人世帯30,000円 2人以上世帯50,000円	被災世帯の世帯主
半壊半焼	1人世帯20,000円 2人以上世帯30,000円	被災世帯の世帯主
床上浸水	1人世帯10,000円 2人以上世帯20,000円	被災世帯の世帯主
死亡	1人につき100,000円	被災者の遺族
重傷	1人につき50,000円	被災者

(見舞金の支給範囲)

第5条 死亡者の遺族に対する見舞金の支給範囲については、那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年那覇市条例第2号。以下「条例」という。）第4条の規定を準用する。

(支給の制限)

第6条 死亡者の遺族に対する見舞金は、条例により災害弔慰金が支給されるときは、これを支給しない。

2 被災者又はその遺族に正当な理由がなく第3条第1項の調査に応ぜず、又は同条第2項の資料を提出しないときは、見舞金を支給しないことができる。

3 災害の発生が被災者の故意又は重大な過失による場合は、当該被災者又はその遺族に対し、見舞金を支給しない。

第7条 不正な手段で見舞金を受給した者があるときは、その者から見舞金の全額又は一部を返還させることができる。

(受給手続きに必要な書類の提出期限)

第8条 見舞金の支給を受けようとする者は、災害の発生した日から30日以内に受給に必要な書類（第1号様式及び第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、その限りではない。

※平成18年7月11日一部改正

※様式 略

13-9 那覇市不発弾処理対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の不発弾処理業務を安全かつ円滑に実施することにより、市民の生活の安全を図るため、不発弾処理対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、那覇市不発弾処理対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会の協議事項は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 不発弾処理日程
- (2) 市民の避難対策
- (3) 市民への広報
- (4) 救急対策
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長(ただし、総務部担当副市長をいう。以下同じ。)
- (3) 那覇海上保安部長(ただし、避難区域が海上を含む場合)
- (4) 陸上自衛隊第15旅団長
- (5) 沖縄県防災危機管理課長
- (6) 那覇警察署長又は豊見城警察署長
- (7) 那覇市総務部長
- (8) 那覇市総務部参事監兼消防局長(以下「消防局長」という。)

2 前項に定める者のほか、会長が必要と認める者を協議会の委員に充てることができる。

3 委員が協議会に出席することができない場合は、当該委員の属する機関の他の職員を代理出席させることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長に市長、副市長に副市長をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

(幹事会)

第7条 会長の命を受けて、協議会に提出する事項又は協議会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、各委員の氏名する者をもって組織する。

3 幹事長及び副幹事長は、会長が指名する。

4 第4条第3項、第5条第2項及び前条の規定は、幹事会について準用する。

(不発弾処理現地対策本部)

第8条 会長は、不発弾処理当日までに、不発弾処理現地対策本部（以下「本部」という。）を設置し、本部長に会長、副本部長に副会長をもって充てる。

2 本部の組織及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(職務の代理)

第9条 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

2 副市長にも事故があるとき又は副市長が欠けたときは、次に定める順位にある者がその職務を代理する。

第1順位 消防局長

第2順位 総務部参事兼消防局次長（以下「消防局次長」という。）

（職務の委任）

第10条 本部長は、適切に処理できると認めるときは必要に応じ、その職務を副本部長、消防局長又は消防局次長に委任することができる。

（動員）

第11条 庶務班長は、不発弾の処理に関し、職員の動員を必要とするときは、各部（教育委員会、上下水道局、消防局、議会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局を含む。）に対し、本部への動員を要請するものとする。

（広報活動）

第12条 庶務班長及び避難誘導班長は、不発弾処理の日の3日前から処理当日まで、所定の避難日時及び避難場所等について、避難区域の市民を対象に広報活動を実施するものとする。

（関係団体との協議）

第13条 庶務班長は、避難区域内に、学校、保育所、病院、工場、ホテル等の避難に支障があると思われる施設がある場合は、事前にこれらの施設の管理者と避難対策について、十分に協議を行うものとする。

（緊急車両等の待機）

第14条 救急班長は、不発弾処理における不測の事故発生に備えて救急車両等を待機させるものとする。

2 救急班長及び避難誘導班長は、不測の事故発生に備えて不発弾処理現場から直近の医療機関までの最短ルートを事前に確認するものとする。

（避難完了報告）

第15条 避難誘導班長は、避難誘導が全て完了した後、本部長にその旨報告する。

2 本部長は、前項の報告を受けた場合は、陸上自衛隊第101不発弾処理隊長に避難が完了した旨を報告するものとする。

（避難解除の通知）

第16条 本部長は、不発弾処理完了を確認したときは、直ちにその旨を関係機関に通報するとともに、避難中の市民に避難の解除を広報するものとする。

（災害対策本部への移行）

第17条 市長は、不発弾処理に関して不測の事故が発生した場合は、事故の規模及び被害の状況を勘案して、本部を那覇市災害対策本部条例（昭和48年那覇市条例第16号）に定める災害対策本部への移行を決定するものとする。

（埋没不発弾の調査等）

第18条 庶務班長は、埋没不発弾の所在地及び周辺の状態等を調査し、その結果を沖縄県に報告するものとする。

（協議会及び本部の事務）

第19条 協議会及び本部の事務は、総務部防災危機管理課において行うものとする。

付 則

この要綱は、平成元年から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年10月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 不発弾処理現地対策本部

		班	構成する課	所 掌 事 務
本部長・副本部長		庶務班	総務部防災危機管理課 (班長：総務部防災危機管理課長)	避難誘導員に関すること 庶務に関すること
		避難誘導班	消防局警防課 (班長：消防局警防課長)	避難区域内の市民に対する広報活動 現地対策本部の設営に関すること 避難誘導班の統制に関すること
		救急班	消防局救急課 (班長：消防局救急課長)	救急輸送に関すること

備考

- 1 本部の組織編制については、不発弾処理の規模及び状況により変更を行う。
- 2 本部の組織編制の変更を行う場合は、本部長が別に定める。

1 4 基準等

14-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

沖縄県災害救助法施行細則別表第1（第2条関係）

（令和元年10月）

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営にし、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>(4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、（3）の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>(5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>(6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
応急仮設住宅の供与	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型応急住宅</p> <p>ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、公有地の利用を原則とするが、適切な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用する。</p> <p>イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。</p> <p>ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>オ 建設型応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>カ 建設型応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</p> <p>キ 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域で要する実費とする。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																					
	<p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。</p> <p>ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。</p>																					
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う</p> <p>イ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,060円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）や、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合においては、気別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="416 1805 1291 2002"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上1人を増やすごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>18,800円</td> <td>24,200円</td> <td>35,800円</td> <td>42,800円</td> <td>54,200円</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,200円</td> <td>40,400円</td> <td>56,200円</td> <td>65,700円</td> <td>82,700円</td> <td>11,400円</td> </tr> </tbody> </table>	季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を増やすごとに加算する額	夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円	冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を増やすごとに加算する額																
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円																
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円																

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																											
	<p>イ 住宅の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="491 271 1369 465"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 271 555 338">季別</th> <th data-bbox="555 271 667 338">1人 世帯</th> <th data-bbox="667 271 778 338">2人 世帯</th> <th data-bbox="778 271 890 338">3人 世帯</th> <th data-bbox="890 271 1002 338">4人 世帯</th> <th data-bbox="1002 271 1114 338">5人 世帯</th> <th data-bbox="1114 271 1369 338">6人以上1人を増や すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 338 555 398">夏季</td> <td data-bbox="555 338 667 398">6,100円</td> <td data-bbox="667 338 778 398">8,300円</td> <td data-bbox="778 338 890 398">12,400円</td> <td data-bbox="890 338 1002 398">15,100円</td> <td data-bbox="1002 338 1114 398">19,000円</td> <td data-bbox="1114 338 1369 398">2,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 398 555 465">冬季</td> <td data-bbox="555 398 667 465">10,000円</td> <td data-bbox="667 398 778 465">13,000円</td> <td data-bbox="778 398 890 465">18,400円</td> <td data-bbox="890 398 1002 465">21,900円</td> <td data-bbox="1002 398 1114 465">27,600円</td> <td data-bbox="1114 398 1369 465">3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>							季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を増や すごとに加算する額	夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円	冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円
季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を増や すごとに加算する額																						
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円																						
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円																						
医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものである。</p> <p>イ 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>ウ 次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 診療</p> <p>(イ) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(エ) 病院又は診療所への収容</p> <p>(オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>イ 次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助</p> <p>(イ) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>																											
被災者の救出	<p>(1) 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>																											

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
被災した住宅の 応急修理	<p>(1) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>(2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円</p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円</p> <p>(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了すること。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>(2) 生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円</p> <p>イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付する。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内</p> <p>イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p>
学用品の給与	<p>(1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくはは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物により行う。</p> <p>ア 教科書</p> <p>イ 文房具</p> <p>ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(ア) 小学校児童 1人当たり 4,500円</p> <p>(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,800円</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円 (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。
埋葬	(1) 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 (2) 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ア 棺（付属品を含む。） イ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体につき大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。 (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
死体の搜索及び処理	(1) 死体の搜索 ア 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 イ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。 (2) 死体の処理 ア 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。 イ 次の範囲内において行う。 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (イ) 死体の一時保存 (ウ) 検案 ウ 検案は、原則として救護班によって行う。 エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。 (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 (ウ) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 オ 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林当で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	(1) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、1世帯当たり137,900円以内とする。 (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>ア 被災者の避難に係る支援</p> <p>イ 医療及び助産</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の捜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

沖縄県災害救助法施行細則別表第2（第10条関係）

法第24条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,700円以内</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,600円以内</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 17,600円以内</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり 14,900円以内</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,800円以内</p> <p>カ 大工 1人1日当たり 15,400円以内</p> <p>キ 左官 1人1日当たり 15,000円以内</p> <p>ク とび職 1人1日当たり 16,800円以内</p> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。</p>
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

14-2 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的および物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1カ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1カ月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	住家全壊（全焼・全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

被害区分		判定基準
4	田の流出・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の灌水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失埋没	田の例に準じて取扱うものとする。
	畑の冠水	
5 そ の 他 の 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和26年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖くずれのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	モノレールの運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	

被害区分	判定基準
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む

1 5 様式関係

15-2 被害調査関係

(1) 概況調査票

(参集後に各自で記入すること)

整理番号 _____

■ 報告者氏名	■ 災害対策部班名	部	班
----------------	------------------	---	---

■ 参集報告	
○ 参集日時	年 月 日 時 分
○ 参集場所	①本部 ②支部 ③避難所 場所名 ()

■ 見聞情報 (参集時に見聞きした情報)

○ 自宅付近の状況
 ○ 道路の状況
 ○ 建物被害の状況
 ○ 救助者の有無
 ○ 火災の発生状況
 ○ その他気づいたこと

→ 火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する

■ 地図・略図

企画調整班へ提出

(2) 災害調査票

災害名	調査区		
災害発生年月日	年	月	日
令和	年	月	日
調査員氏名	課名	調査年月日	令和 年 月 日
建物No.	被害世帯No.	所在地 世帯主氏名 (及び店舗・事務所名)	建物の用途・面積 住宅・店舗・事務所・工場 その他() 面積() 電話

注意事項

- この調査は、対策本部からの指示後、3日以内に完了・報告すること。
- 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。但し、床上浸水の場合は浸水程度 (cm) を記入する。
- 備考欄には、具体的な被害状況 (被害区分欄で表示できない被害状況等) を記入する。
- 調査図面を作成し被害建物等を表示する。また、水害については被害区域を図示し、区域内の水の流れを矢印で表示すること。

被害世帯No.	世帯人員 学童数	従業員数	主たる被害の原因	被害区分				その他	備考
				住家	非住家	その他	その他		
浸水	損壊	公共建物	その他	住家	非住家	その他	その他		
床上 (cm)	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		
床上 (cm)	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	電気・水道・ガス、電話・プロ ッククサ等 地すべり 崖くずれ		

(3) 集計表

建物被害

区 分	住 家	非住家	世帯数	世帯人員	小学生	中学生
全 壊 (焼)	棟	棟	世帯	人	人	人
半 壊 (焼)						
一 部 破 損						
床 上 浸 水						
床 下 浸 水						
計						

人的被害

区 分	男	女	計	摘 要
死 者				
行方不明者				
重 傷 者				
軽 傷 者				

土木関係の被害

区 分	箇 所 数	被 害 金 額 (千円)
道 路		
橋 り よ う		
河 川		
港 湾		
そ の 他		
計		

農林水産関係被害

種 類	被害状況	被 害 金 額 (千円)
農地及び農業用施設		
農 作 物		
畜 産		
水 産		
農業共同配合倉庫等 共同利用施設		
そ の 他		
計		

公用公共用施設被害

(単位：千円)

庁舎及びこれに類する施設	社会及び労働施設費	保健衛生施設	その他の施設	公営企業	公営住宅	計	備 考

商工業関係被害

区分	被害状況 (戸)				被害金額 (千円)							備考	
	全壊	半壊	浸水	一部破損	全壊	半壊	浸水	一部破損	機 設	機 備	在 庫		計
商業													
工業													
計													

電気、電話及び運輸関係被害

区分	被害状況	被害金額 (千円)	備考
電 気			
電 話			
船 舶			
そ の 他			
計			

文教施設被害

種類	校 舎				校 地 被害額	工 作 物 被害額	設 備 被害額	摘 要
	被害内容	棟数 (棟)	面積 (㎡)	被害額 (千円)				
幼稚園	全 壊							
	半 壊							
	一部破損							
	計							
小学校	全 壊							
	半 壊							
	一部破損							
	計							
中学校	全 壊							
	半 壊							
	一部破損							
	計							
高等学校	全 壊							
	半 壊							
	一部破損							
	計							
大学	全 壊							
	半 壊							
	一部破損							
	計							
その他	全 壊							
	半 壊							
	一部破損							
	計							
合 計								

(注) 工作物とは、貯水池、井戸、ガス、給水の引込施設、その他管理関係施設、体育関係施設等をいう。設備とは、機械器具、机、いす等の物品をいう。「その他」とは、盲学校、図書館、博物館、公民館、市民会館等について記入のこと。

(4) 水害時における被害区域図の作成について

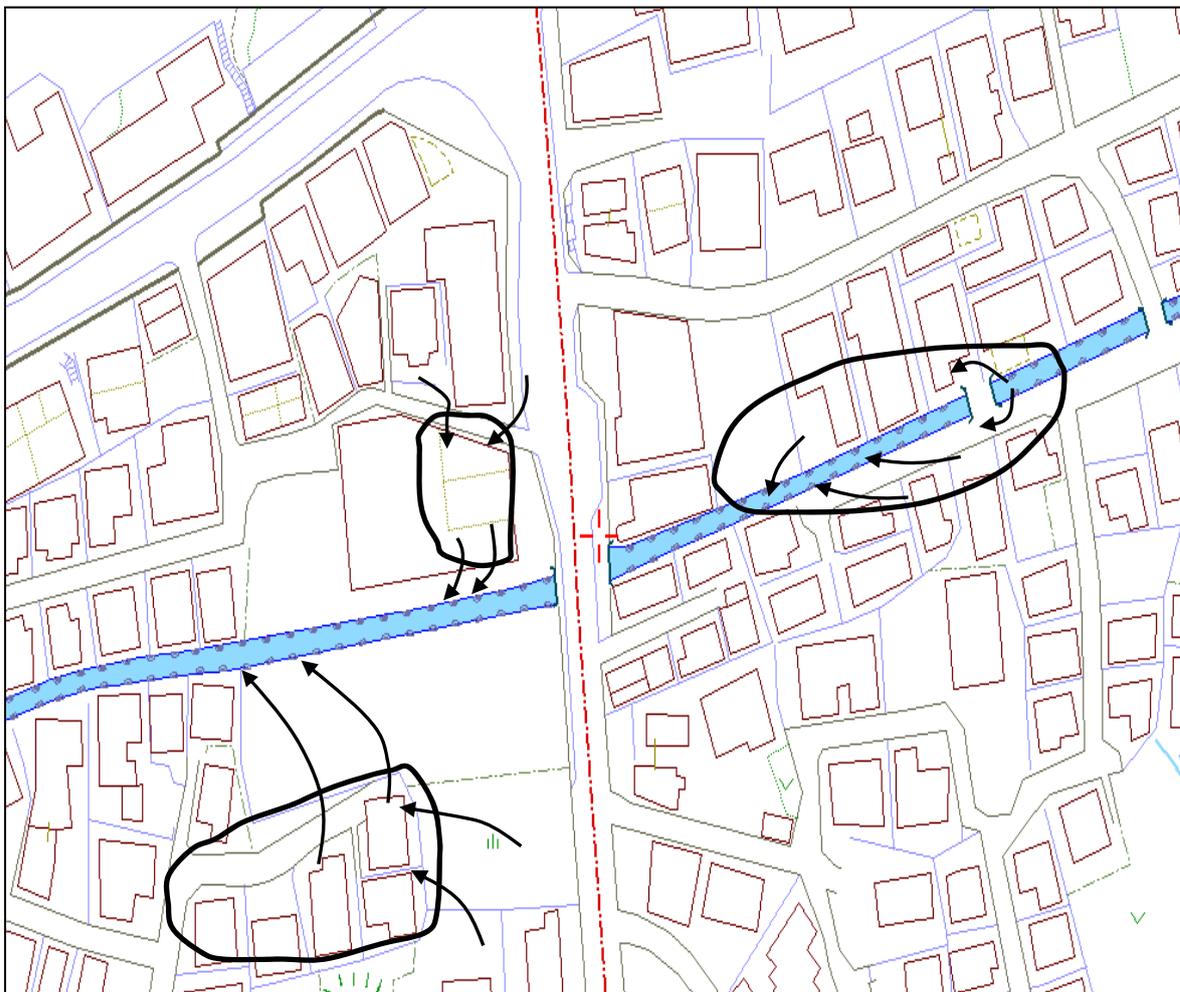
1 使用する地図と大きさ

住宅地図（1/1500程度）をA4版又はA3版にコピーして使う。

2 記入方法

被害の発生した区域とその区域における出水・冠水・排水状況を矢印で表示する。

(被害区域図例)



(5) 災害調査分担区域表

区域 番号	部名	区域名
1	選挙管理委員会事務局	曙3丁目、港町1～4丁目
2	監査委員事務局	曙1・2丁目
3	健康部	字安謝、安謝1・2丁目
4	こどもみらい部	字銘苅、銘苅1～3丁目、おもろまち1～4丁目、天久1・2丁目
5	福祉部	字天久、字上之屋、上之屋1丁目、泊1～3丁目 前島1～3丁目、牧志1・2丁目、久茂地1～3丁目 松山1・2丁目、若狭1～3丁目、久米1・2丁目 辻1～3丁目、西1～3丁目、東町
6	企画財務部	字安里、安里1～3丁目、牧志3丁目、壺屋1丁目 松尾1・2丁目、樋川1・2丁目、泉崎1・2丁目、旭町 楚辺1～3丁目、壺川1～3丁目、古波蔵3・4丁目
7	学校教育部	首里石嶺町1～4丁目
8	経済観光部	首里大名町1～3丁目、首里平良町1・2丁目 首里末吉町1～4丁目
9	議会事務局	首里儀保町1～4丁目、首里赤平町1・2丁目 首里桃園町1・2丁目、首里大中町1・2丁目 首里池端町、首里真和志町1・2丁目
10	生涯学習部	首里久場川町1・2丁目、首里汀良町1～3丁目 首里鳥堀町1～5丁目、首里赤田町1～3丁目 首里崎山町1～4丁目、首里当蔵町1～3丁目
11	環境部	首里山川町1～3丁目、首里寒川町1・2丁目 首里金城町1～4丁目、繁多川1～5丁目
12	市民文化部	字真地、字識名、識名1～4丁目、字上間、上間1丁目 長田1・2丁目、字寄宮、字仲井真
13	上下水道局	字古島、古島1・2丁目、松島1・2丁目、字真嘉比 真嘉比2・3丁目、字松川、松川1～3丁目、字大道 三原1～3丁目、壺屋2丁目、寄宮1～3丁目
14	都市みらい部	字与儀、与儀1・2丁目、字国場、古波蔵1・2丁目
15	総務部	奥武山町、鏡原町、山下町、垣花町3丁目、字鏡水 字田原、田原1～4丁目、金城1～5丁目、字安次嶺
16	まちなみ共創部	字小禄、小禄1～5丁目、字宇栄原、宇栄原1～6丁目 赤嶺1・2丁目、高良1～3丁目、宮城1丁目 字具志、具志1～3丁目

15-3 災害報告関係

(1) 災害概況即報

災害即報様式第1号

災 害 概 況 即 報

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(2) 被害状況即報

災害即報様式第2号

被害状況即報

都道府県			区 分			被 害								
災害名 報告番号	災害名 第 報		田	流失・埋没	ha	畑	流失・埋没	ha						
	(月 日 時現在)			冠	水		ha	冠	水	ha				
報告者名			そ	文教施設		箇所								
				病院		箇所								
区 分			の	道路		箇所								
被 害				橋りょう		箇所								
人的 被害	死者		人	河川		箇所								
	行方不明者		人	港湾		箇所								
	負傷者	重傷		人	砂防		箇所							
		軽傷		人	清掃施設		箇所							
住家 被害	全壊		棟	崖くずれ		箇所								
			世帯					鉄道不通		箇所				
			人									被害船舶隻		箇所
	半壊		棟	水道戸		戸								
			世帯					電話回線		回線				
			人									電気戸		戸
	一部破損		棟	ガス戸		戸								
			世帯					ブロック塀等		箇所				
			人									り 災 世 帯 数		世帯
	床上浸水		棟	り 災 者 数		人								
			世帯					火災発生		建物				
			人									危険物		件
床下浸水		棟	その他		件									
		世帯					非住家		公共建物		棟			
		人											その他	
非住家		棟	その他		棟									
		その他					棟	その他		棟				
							その他					棟	その他	

(3) 災害即報様式の記入要領

①災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
	その他これらに類する災害の概況。		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

②災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示した者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

災害報告様式第1号 補助表3

公共土木施設被害

市町村名 ()

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

注 1 この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号 補助表6

林産物等被害

1 林産物等被害

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

2 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注 1 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号 補助表7

畜産被害

市町村名 ()

1 家畜等

家畜等	被害数量	単	被	備	考
			千円		
計					

2 施設被害

被害施設名	被害数量	被	被	備	考
			千円		

注 「施設被害名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号 補助表8

水産被害

1 漁船被害

市町村名 ()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

- 注 1 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

(5) 災害年報
災害報告様式第2号

災 害 年 報

り 災 世 帯 数		世帯	市町村名 ()			
り 災 者 数	数	人				
公 立 文 教 施 設	設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	設	千円				
公 共 土 木 施 設	設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	設	千円				
そ の 他	農 産	千円				
	林 産	千円				
	畜 産	千円				
	水 産	千円				
	商 工	千円				
そ の	千円					
被 害 総 額	額	千円				
災 害 策 本 部 解	設	置	月	日	時	分
	散	散	月	日	時	分
災 害 救 助 法 適 用	用		有	・	無	
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人 数	人				
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人 数	人				

災害報告様式第2号 (災害年報)

市町村名 ()

災害名									計
区分	発生年月日								
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	人							
	軽傷	人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
		世帯							
	非住家	公共建物	棟						
その他		棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	塵くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	48千								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他の	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								

15-4 災害救助法関係

(1) 災害報告

災害救助法様式1

災 害 報 告

市町村名：_____

災 害 発 生 報 告 中 間 確 定			
発 生 日 時		発 生 場 所	
法適用の有無 及び年月日		法適用(見込) 市 町 村 名	
調 査 班 派 遣 状 況		調 査 完 了 日 時	
原 因			
概 要			
既にとった措置及びとろうとする措置			
そ の 他			

災害救助法様式1

- (注) 1 被害状況調は様式1の2のとおり(発生、中間、確定報告に添付のこと)
 2 救助の種類別実施状況は別紙、内容のとおり(中間、確定報告に添付のこと)
 3 災害救助費、概算額調は様式2のとおり(中間、確定報告に添付のこと)

(2) 被害状況調

災害救助法様式1の2

被害状況調

市町村名： _____
 (月 日 時現在)

人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷	重傷		
		軽傷		
		小計		
計				
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失		
		半壊又は半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯数及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯	
			人員	
		半壊又は半焼	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
人員				
床上浸水		世帯		
		人員		
床下浸水		世帯		
		人員		
災害発生年月日				

災害救助法様式1の2

- (注) 1 負傷のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は小計をもって報告すること。
- 2 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- 3 「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 4 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

(3) 救助日報

災害救助法様式 1 の 3

救 助 日 報

市町村名：_____

報告機関				受信機関				
発信者				発信者				
報告時限		月 日 時現在		発信時限		月 日 時 分		
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量		点	
		開設予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	カ所		本日支給	全失世帯数	(世帯)	点
		収容人員	人			半床、床上浸水世帯数	(世帯)	点
	野外建物	箇所数	カ所		翌日への繰越量		点	
		収容人員	人					
炊出し	炊出期間	開設日時	日 時	医療・助産救助	医療班	救助地区		
		終了予定日	月 日			診療者数	医療 人	
	炊出箇所数		カ所		助産	人		
		朝	人		医療機関	医療	カ所	
		昼	人			助産	人	
		夕	人			医療	カ所	
		計	人			助産	人	
	給水	供給地区数			地区	救助終了予定月日		月 日
供給実人員		人	救出地区					
供給水量		ℓ	救出をした人員		人			
給水期間		開始月日	月 日	今後救出を要する人員		人		
	終了月日	月 日	救出終了予定月日		月 日			
給水方法				救出の方法				

市町村名： _____

学用品支給	県より受入又は 前日よりの繰越量		点	死 体 の 処 理	死亡原因別人員	直 接 その他	人 人	
	本日 支給	小 学 校	人 点		死 体 処 理 ・ 死 体 保 存 の 処 理	死 体 洗 浄		
		中 学 校	人 点			死 体 縫 合		
	翌日への繰越量		点			死 体 消 毒		
	前日までの埋葬		体			既 存 建 物 利 用		
	埋葬 救 助	本日埋葬	大 人			体	仮 設 建 物	
小 人			体	死 体 処 理 機 関				
計			体	今 後 死 体 処 理 を 要 する 死 体				
翌日以降の要埋葬数		体	死 体 処 理 終 了 予 定 月 日					
埋葬終了予定月日		月 日	障 害 物 除 去 を 要 する 戸 数					
搜索地区			本日除去した戸数					
死 体 の 搜 索	死 体 の 搜 索	搜索を要する死体	体	今 後 除 去 を 要 する 戸 数				
		本日発見死体	体	障 害 物 除 去 の 終 了 予 定 月 日				
		今後の要搜索死体	体	公 用 車 使 用				
	搜索の方法			借 用 車 使 用				
搜索終了予定月日		月 日	救 助 の 種 類					
仮 設 住 宅	着 工 月 日	月 日	人 夫 雇 上 数	人				
	竣 工 月 日	月 日	従 事 作 業					
住 宅 修 理	着 工 月 日	月 日	そ の 他					
	竣 工 月 日	月 日	備 考					

(4) 災害救助費概算額調

災害救助法様式 2

災害救助費概算額調

市町村名： _____

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費				
(1) 収容施設供与費				
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2) 炊出その他による食品給与費	人			
(3) 飲料水供給費	人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			
(5) 医療及び助産費	人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費	人			
小学校児童	人			
中学校児童	人			
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 死体の捜査費	人			
(12) 死体の処理費	人			
(13) 障害物の除去費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
2 実費弁償費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損失補償費	件			
5 法第34条の補償費				
合 計				

災害救助法様式 2

(5) 世帯別被害調査表
災害救助法様式3

世帯別被害調査表

No. _____ / _____

災害名	市町村名		世帯		被害状況		世帯状況		世帯区分		市民税		町税		村税		備考		
			世帯人員(人)	世帯	人的被害(人)	住宅の被害	被害	世帯区分	母	要	そ	非課税	均等割	所得割	備	考			
発信事務所	調査時刻	調査時刻	報告時刻	年	月	日	時	分	年	月	日	時	分	年	月	日	時	分	
被災所・氏名																			
死亡																			
行方不明																			
重傷																			
軽傷																			
全壊																			
全焼																			
流失																			
半壊																			
半焼																			
一部破損																			
床上浸水																			
床上浸水																			
床上浸水																			
生活扶助																			
その他																			
身障																			
老人																			
母子																			
その他																			
小計																			
合計																			

(注) 1 本様式は、災害救助法様式1 人的及び住宅の被害状況報告(確定)を提出するときに添付すること。
 2 「人的被害」欄は、該当者数を記入すること。
 3 「住宅の被害」欄は、該当するものに○印をつけること。
 4 「世帯区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
 5 「市町村住民税課税区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(9) 炊き出し給与状況
災害救助法様式9

炊き出し給与状況

市町村名： _____ No. _____ / _____

炊き出し場の名称	月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
内容 単価 数量										円	
内容 単価 数量										円	
内容 単価 数量										円	
内容 単価 数量										円	
内容 単価 数量										円	
内容 単価 数量										円	
内容 単価 数量										円	
内容 単価 数量										円	
箇所 小計 合計										円	

(注) 1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(13) 病院診療所医療実施状況
災害救助法様式13

病院診療所医療実施状況

市町村名： _____ No. _____ /

診療機関名	患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
					入院日数	通院日数	入院点	通院点		
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
			月 日 ~ 月 日			日	日	点	円	
小計		人			日	日	日	点	円	
機関										

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(15) 被災者救出状況記録簿
災害救助法様式15

被災者救出状況記録簿

市町村名： _____ No. _____ /

年月日	救出人	救出員	救出費用						燃料費	実支出額	備考
			名称	借上費		修繕費		修繕の概要			
				数量	所有者(管理者)住所・氏名	金額	修理月日				
年月日	人	人			円	円	円	円	円		
小計					円				円		
合計					円				円		

(注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合は、有償の金額を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(17) 学用品の給与状況
災害救助法様式18

学用品の給与状況

市町村名： _____ No _____ / _____

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給月	与日	給与品の内訳										実出	支額	備考
						教科書		学用品		品名		単価		数量				
						教科	単価	品名	単価	数量	数量	数量	数量					
					月 日												円	
					月 日												円	
					月 日												円	
					月 日												円	
					月 日												円	
					月 日												円	
					月 日												円	
					月 日												円	
					月 日												円	
小計	小学校																	円
	中学校																	円
合計																		円

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。
 年 月 日
 給与責任者(学校長) 氏名 _____ 印

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。
 3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(18) 埋葬台帳
災害救助法様式19

埋葬台帳

市町村名: _____ No. _____ / _____

整理番号	死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行なった者		火・埋葬場所 納骨場所	埋葬		費		備考
			氏名	性別 年齢		死亡者との 関係	住所・氏名		棺(附属品 を含む)	埋葬又は 火葬料	骨	箱	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	年月日	年月日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	
	小計	小計						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額)		

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。
2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(21) 輸送記録簿
災害救助法様式22

輸送記録簿

市町村名： _____ No. _____ /

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		修繕			実支出額	備考
			使用車両等 種類	金額	修繕日 修月 月日	修繕費	故障の概要		
月日				円	月日	円		円	
小計				円				円	
合計									

(注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

15-5 避難関係

(1) 避難者カード

避難者カード (避難者が世帯ごとに記入してください)

作成年月日 年 月 日

※(ア)カードNo. _____

※収容避難所名				※担当職員名			
(イ)連番	ふりがな 氏名 (連絡先)	世帯主との続柄	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日	個別支援 必要な支援の内容	
1	(連絡先:)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要	
2	(連絡先:)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要	
3	(連絡先:)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要	
4	(連絡先:)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要	
5	(連絡先:)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要	
6	(連絡先:)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要	
7	(連絡先:)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要	

注)「個別支援」欄には、病気・障がい・食事制限・アレルギーなどへの特別な配慮が必要な場合の内容や、かかりつけ医について記載してください。

離散家族

ふりがな 氏名	世帯主との続柄	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	連絡	連絡先
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 取れる・ <input type="checkbox"/> 取れない	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 取れる・ <input type="checkbox"/> 取れない	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 取れる・ <input type="checkbox"/> 取れない	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 取れる・ <input type="checkbox"/> 取れない	

ペットの状況等 種類 () 頭数 ()	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 同伴 <input type="checkbox"/> 置き去り	<input type="checkbox"/> 行方不明	車輛情報	車種: 車輛番号:
--------------------------	---	-------------------------------	------	--------------

安否確認の問合せや、医療・福祉・行政関係者には個人情報を開示してもよいですか。	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否
---	---

緊急連絡先	〒 _____ 電話番号: _____	世帯主との続柄 ()
-------	------------------------	----------------

転出先 (退所時に記入)	〒 _____ 電話番号: _____
-----------------	------------------------

備考

※利用終了年月日 年 月 日

注意事項

この避難者カードは、入所時に世帯代表の方が記入し、名簿班へお渡しください。
(※印の欄は事務局が記入します。)

【避難者の方へ】

- 避難所入所にあたり、この避難者カードを提出することで避難者登録され、避難初での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに名簿班に申し出て、修正して下さい。
- 災害時要配慮者である場合は、「必要な支援の内容」の欄に記入して下さい。
- 「離散家族」とは避難によって生き別れとなった方について記入して下さい。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（〇〇町〇〇丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問合せに対し回答することとしています。
(プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断して下さい。)
- 車をお持ちの方は、「車輛情報」の欄に車種・車輛番号をご記入ください。
- 災害時要配慮者情報や行方不明者情報は、支援や搜索の必要上、「否」とした場合でも、関係機関に情報を提供する場合があります。
- 避難者カードに記載された情報は、避難所運営における各種の支援活動において必要な情報であることから、避難所内で共有化します。
- 日本以外の国籍や言語を使用する方は、「備考」の欄にその旨記入してください。

(2) 避難者名簿

避難者名簿 (運営本部が作成)

※運営本部管理用

番号 (ア)-(イ)	避難期間	氏名 ふりがな	災害名:			避難所名:			作成者氏名:			班	
			性別	世帯主との続柄	個別支援	個人情報開示	現住所	地区名	離散家族氏名(続柄)	事後消息	No.	備考	
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
-	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							

- (注1) 「番号」は避難者カードから「(7)カードNo.」と「(4)連番」を転記すること
(注2) 「離散家族(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなったものの氏名を記入すること。
(注3) 「事後消息」欄には、避難所退所後の行先を記入すること。
(注4) 「個別支援」欄にチェックがある場合は、個別支援の概要を避難者カードから備考欄に転記してください。
(注5) 「地区名」には「那覇・首里・小禄・真和志」を記入すること。
(注6) 「備考」欄には、市民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

(3) 避難所部分利用者カード

避難所部分利用者カード (利用者が世帯ごとに記入してください) 作成年月日 年 月 日

※このカードは、物資の支給やお風呂だけといった部分的な利用をする場合に記入するものです。

※(ア)カードNo.

※収容避難所名		※担当職員名	
---------	--	--------	--

住所：						地区名	
(イ)連番	ふりがな氏名 (連絡先)	世帯主との続柄	性別	年齢	利用形態	利用期間	個別支援 必要な支援の内容
1	(連絡先：)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 物資・食事 <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 訪問相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要
2	(連絡先：)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 物資・食事 <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 訪問相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要
3	(連絡先：)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 物資・食事 <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 訪問相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要
4	(連絡先：)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 物資・食事 <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 訪問相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要
5	(連絡先：)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 物資・食事 <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 訪問相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要
6	(連絡先：)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 物資・食事 <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 訪問相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要
7	(連絡先：)		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 物資・食事 <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 訪問相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 要

注)「個別支援」欄には、病気・障がい・食事制限・アレルギーなどへの特別な配慮が必要な場合の内容や、かかりつけ医について記載してください。

車輛情報	車種：	車輛番号：
------	-----	-------

緊急連絡先	〒 -	世帯主との続柄
電話番号		()

安否確認の問合せや、医療・福祉・行政関係者には個人情報を開示してもよいですか。	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否
---	--

備考

※利用終了年月日 年 月 日

注意事項

この避難所部分利用者カードは、入所時に世帯代表の方が記入し、名簿班へお渡しください。

(※印の欄は事務局が記入します。)

【避難者の方へ】

○避難所入所にあたり、この避難所部分利用者カードを提出することで利用者登録され、避難初での生活支援が受けられるようになります。

○内容に変更がある場合は、速やかに名簿班に申し出て、修正して下さい。

○災害時要配慮者である場合は、「必要な支援の内容」の欄に記入して下さい。

○ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（〇〇町〇〇丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問合せに対し回答することとしています。
(プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断して下さい。)

○車をお持ちの方は、「車輛情報」の欄に車種・車輛番号をご記入ください。

○避難所部分利用者カードに記載された情報は、避難所運営における各種の支援活動において必要な情報であることから、避難所内で共有化します。

○災害時用配慮者情報や行方不明者情報は、支援や捜索の必要上、「否」とした場合でも、関係機関に情報を共有する場合があります。

○日本以外の国籍や言語を使用する方は、「備考」の欄にその旨記入してください。

(4) 避難状況報告

避 難 状 況 報 告									
年	月	日	時	分現在	受信日時	月	日	時	分
発信機関				発 信 者					
受信機関				受 信 者					
(状況)									
				男	人	女	人	計	人
避 難 者 内 訳									
自 主 防 名	男	女	計	学 校 名	男	女	計		
計				計					
事 務 所 名				そ の 他					
計				計					
処理状況									

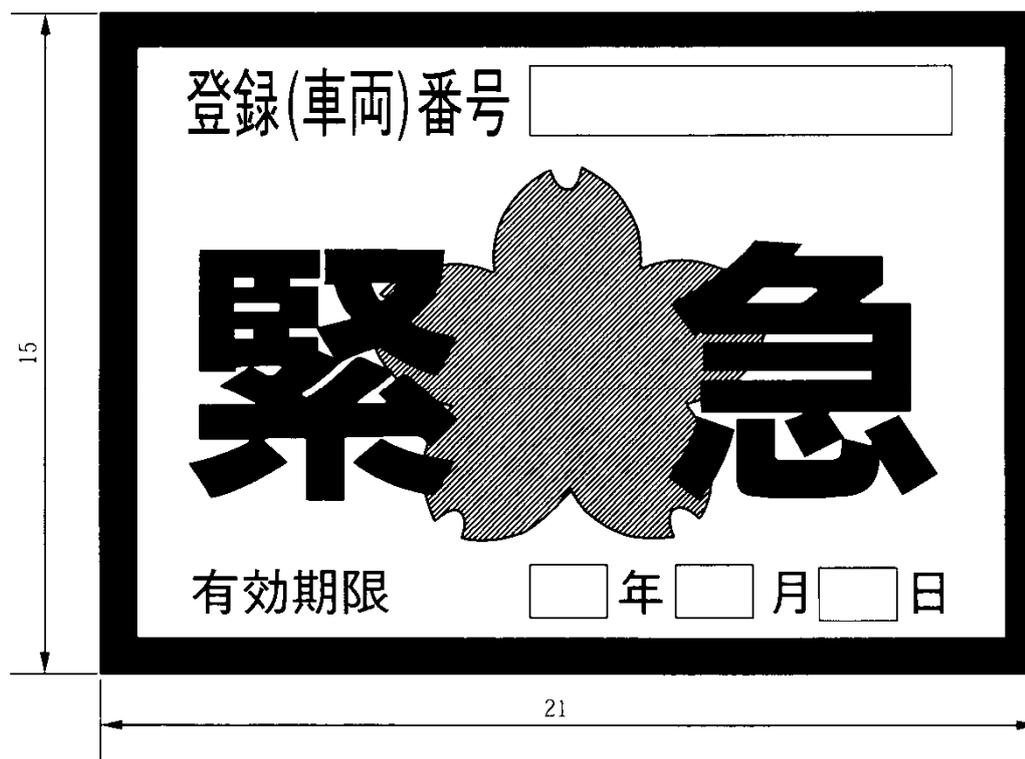
15-6 緊急自動車関係

(1) 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 印 沖縄県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする

(2) 緊急通行車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年月日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに「年月日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

15-7 自衛隊関係

(1) 自衛隊災害派遣要請依頼書

		第	号
		年	月
			日
沖縄県知事	様		
		那覇市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

(2) 自衛隊災害派遣撤収依頼書

		第	号
		年	月
			日
沖縄県知事	様		
		那覇市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）			
年	月	日	付
号で依頼したこのことについて、下記のとおり依頼派遣部隊の撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収日時	年	月
		日	時
			分
2	撤収理由		
3	その他必要事項		

15-8 行方不明者関係

(1) 行方不明者届出票

種別	1 行方不明者 2 身元不明の遺体 3 遺体引受人のない遺体 4 その他				受付番号	
氏名		性別	年齢	歳位	受付者氏名	
本籍						届出人 (氏名) (住所) (電話)
現住所						
遺体の現場						
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						

(2) 要搜索者名簿

No. _____

整理 番号	届出月日	要 搜 索 者						届 出 者			備 考			
		住 所	氏 名	年 齢	性 別	身 長 (cm)	体 重 (kg)	着 衣 そ の 他 の 特 徴	住 所	氏 名		要 索 者 と の 関 係		
	月 日													
	月 日													
	月 日													
	月 日													
	月 日													
	月 日													
	月 日													
	月 日													
	月 日													
	月 日													

15-9 遺体関係

(1) 遺体調書

		番号						
搜索収容者	搜索収容班 第 班 代表者 氏 名					所 属		
遺体の種別	1 身元不明の遺体		2 遺体引受人のない遺体		3 その他			
遺体発見時 日	年 月 日		時 分					
遺体発見 場								
遺 体 の 身 元	本 籍							
	現住所							
	氏 名	身元不明者 の 符 号			性 別	女・ 男	年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)						
	氏 名	(死者との続柄)						
	遺体の 引受け	可 ・ 不可		(引渡し 年 月 日)				
	遺骨の 引取り	可 ・ 不可		(引渡し 年 月 日)				
見 分日 (検視)時	月 日 時 分		見 分者 (検視)者					
検 案 日 時	月 日 時 分		検 案 医 師					
火葬許可証 交 付 日	年 月 日		遺体発見現場の概略図					
火 葬 日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

※ 写真は裏面にはりつけてください。

(2) 氏名札

那 覇 市 災 害 遺 体
第 号
氏 名

(3) 災害遺体送付票

(送付番号)
災 害 遺 体 送 付 票
那覇市災害遺体第 号
(氏名) を送付する
年 月 日 (市長)
(火葬場) 宛

(4) 遺体処理票

市町村名：那覇市

災害遺体番号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死亡年月日	
	死亡原因	
	遺体発見の 日時・場所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備 考 (身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する)		
遺 体 収 容 所		

※身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨記入し、遺体の特徴その他参考となる事項を詳しく記入のこと。

(5) 遺留品処理票

市町村名：那覇市

遺留品処理番号		
遺留品		
引 取 人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死 亡 者	遺体番号	
	氏名	
	住所	
遺留品保管所		

15-10 防災行政用無線局関係

(1) 無線従事者名簿

第1号様式(第10条関係)

無線従事者名簿

年 月 日現在

番号	ふりがな 氏 名	住 所	免 許 証 の 記 載 事 項		所 属 (部・課)
			資 格		
			資 格		部 課
			免許証の番号	第 号	
			免許の年月日	年 月 日	
			生 年 月 日	年 月 日	
			備 考		
			資 格		部 課
			免許証の番号	第 号	
			免許の年月日	年 月 日	
			生 年 月 日	年 月 日	
			備 考		
			資 格		部 課
			免許証の番号	第 号	
			免許の年月日	年 月 日	
			生 年 月 日	年 月 日	
			備 考		
			資 格		部 課
			免許証の番号	第 号	
			免許の年月日	年 月 日	
			生 年 月 日	年 月 日	
			備 考		

(2) 無線従事者選(解)任届

第2号様式(第10条関係)

無線従事者選(解)任届

整理番号	
------	--

総務省沖縄総合通信事務所長 様

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名

印

(電話番号)

次のとおり無線従事者を選(解)任したので、電波法第51条の規定により届けます。

無線局の種別等

無線局の種類	呼出名称	免許番号	無線設備の設置場所

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免許証の番号	選任年月日	住 所

(3) 無線業務日誌
第3号様式 (第9条関係)

無線業務日誌

管理責任者	通信取扱責任者	無線従事者

固定系子局	呼出名称	電波の形式	周波数	空中線電力
アナログ				
デジタル				

年 月 日	無線従事者 氏名	呼出子局	開始時刻		送出時間	資格	特記事項
			開始時刻	終了時刻			
曜日							注 1
種類							注 2
1日の延べ通信回数							回
その他参考事項							
注1 (1)空電、混信、受信感度の減退等の通信状態 (2)通信事項その他参考となる事項							
注2 (1)機器の故障と原因、措置 (2)電波の規正の指示に対する措置 (3)非常通信の実施状況 (4)周波数偏差の測定結果とその措置の内容 (5)法令違反運用局を認めた場合、その概要 (6)その他参考となる事項							

(4) 無線業務日誌抄録

第4号様式(第12条関係)

無線業務日誌抄録

年 月 日

住所

免許人

氏名

印

無線局名 (呼出名称又は呼出符号を記載)		期間	年 月から 年 月まで
無線従事者の資格	現在員数	今期中の無線従事者の異動状況	
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
機器の故障の事実及びこれ に対する措置の概要			
空電、混信、受信感度の減 退等不良の通信状態の概要			
毎月の延べ通信時間又は通 信回数 〔多重無線設備の固定局 及び無線標識局の場合 は、記載を要しない。〕	月 別	通 信 時 間	通 信 回 数
	1 月	時間 分	回
	2 月	時間 分	回
	3 月	時間 分	回
	4 月	時間 分	回
	5 月	時間 分	回
	6 月	時間 分	回
	7 月	時間 分	回
	8 月	時間 分	回
	9 月	時間 分	回
	10 月	時間 分	回
	11 月	時間 分	回
	12 月	時間 分	回
合 計			
実験の方法、経過及び結果 の概要 (実験局に限る) 実用化試験の方法、経過及 び結果の概要 (実用化試験局に限る)			
その他参考となる事項			

(5) 防災行政無線局放送依頼書

第1号様式(第8条関係)

防災行政無線局放送依頼書

年 月 日

市民防災室長様

所 属
氏 名
連絡先

防災行政無線局を使用した放送を次のとおり依頼します。

件 名	
放送日時	放送期間：自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 放送開始時間： 時 分、 時 分、 時 分
放送区分	1 一斉放送 2 複数選択放送（子局名称： ） 3 個別放送（子局名称： ）
【放送文】	
注意 1 放送日の2日前までに提出してください。 2 放送文の内容は、簡潔に表現してください。	

	室 長
決	
裁	

※ 処 理	放送の可否決定	可・否
	指示事項	

(6) 防災行政無線固定系子局(屋外拡声器)使用許可申請書

第1号様式(第2条関係)

那覇市防災行政無線固定系子局(屋外拡声器)使用許可申請書

年 月 日

那覇市長 様

住 所
自治会名
(申請者) 会 長 名 印
電 話

地域住民への緊急連絡、地域全体に関する諸連絡を行うため、那覇市防災行政無線固定系子局(屋外拡声器)を使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、那覇市防災行政無線固定系子局(屋外拡声器)使用要綱第3条に定められた留意事項を遵守します。

記

固定系子局(屋外拡声器)	免許番号 設置場所
--------------	------------------

(7) 防災行政無線固定系子局（屋外拡声器）使用許可書

第2号様式(第2条関係)

那覇市指令総総第 号
年 月 日

那覇市防災行政無線固定系子局(屋外拡声器)使用許可書

様

那覇市長 印

年 月 日申請のありました那覇市防災行政無線固定系子局(屋外拡声器)の使用については、下記のとおり許可します。

記

固定系子局(屋外拡声器)	免許番号 設置場所
許 可 条 件	・災害若しくは緊急事態が生じたときは、緊急通信を行うこと。

(2) リ災証明書

		令和 第 年 月 日	
り 災 証 明 書			
世帯主住所	那覇市 丁目 番 号 番地		
氏 名	世帯人員 名		
被 害 状 況	災害の原因	1 風水害 2 震火災 3 その他	
	り災年月日 時刻	令和 年 月 日 午 前 時 分 頃 後	
	り災場所	那覇市 丁目 番 号 番地	
り災程度	1 住家	(1) 全 壊 (焼) (2) 流 失 (3) 半 壊	(4) 床上浸水 (5) 床下浸水
	2 人員	(1) 死 亡 名 (2) 行方不明 名	(3) 重 傷 名 (4) 軽 傷 名
備 考			
摘 要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。		
上記のとおり、り災したことを証明する。 令和 年 月 日			
那覇市長			㊟

(3) 被害状況の証明書

<p style="margin: 0;">証 明 書</p> <p style="margin: 0;">那覇市長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">役職名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住 所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名 ㊦</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">連絡先</p> <p style="margin: 0;">下記事項を確認し相違ないことを証明します。</p>	
災 害 名	
災害発生年月日	
被 害 物 件	所在地
	構 造
所有者 または 世帯主	住 所
	氏 名
被 害 状 況	

- (1) この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願を申請する際に添付する。
- (2) この証明を行う者は、自治会長・民生委員・通り会長等の役職にあり、被災者と利害関係のない第三者であることを要す。

(4) リ災届出書

り 災 届 出 書	
那覇市長 様	
令和 年 月 日	
住所	
届出人 氏名 ①	
下記災害による被害があったことを届出します。	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	
被 害 物 件	所 在 地
	物 件
所 有 者 ま た は 世 帯 主	住 所
	氏 名
被 害 状 況	
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電信電話会社 (ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 () (通)

令和 年 月 日

上記届け出があったことを別紙の通り証明する。

課 長	係 長	係

(5) り災届出証明書

第 号 令和 年 月 日	
り 災 届 出 証 明 書	
住 所	那覇市 丁目 番 号 番地
氏 名	
被 害 状 況	災 害 の 原 因 1 風水害 2 震火災 3 その他
	り 災 年 月 日 時刻 令和 年 月 日 午前 午後 時 分 頃
	り 災 場 所 那覇市 丁目 番 号 番地
	り 災 状 況
摘 要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。
上記のとおり、り災届出があったことを証明する。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 那覇市長 ㊟ </div>	

※ この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。

被害の事実について証明するものではありません。

(6) 義援金品領収書

義 援 金 品 領 収 書

No. _____

金 額 　¥ _____

品 名	数 量	

以上のとおり受領致しました。
 ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

_____様

那覇市災害対策本部長

那覇市長

印

(7) 公用令書

様式 1

管理 使用 第 号 収用	公 用 令 書						
		住 所 氏 名					
災害対策基本法	第71条 の規定に基づき、次のとおり使用する。 第71条第1項	管理 収用					
		年 月 日 那覇市長 ㊟					
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引取月日	引渡場所	備 考

様式 2

保管 第 号	公 用 令 書			
		住 所 氏 名		
災害対策基本法	第71条 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第78条第1項			
		年 月 日 那覇市長 ㊟		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

様式 3

従事 協力	第 号	公 用 令 書	住 所 氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり		従事 協力	を命ずる。
			年 月 日 那覇市長 ㊟
従事（協力）すべき業務			
従事（協力）すべき場所			
従事（協力）すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備考			

様式 4

変更 第 号	公 用 令 書	住 所 氏 名
災害対策基本法		第71条
の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を、		第78条第1項
次のとおり変更したので同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
		年 月 日 那覇市長 ㊟
変更した処分の内容		

様式 5

取消 第 号	公 用 取 消 令 書	
		住 所
		氏 名
第71条 災害対策基本法	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を取 第78条第1項	
り消したので同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
		年 月 日
	那覇市長	㊟

那覇市地域防災計画

発 行 令和2年5月

編集発行 那覇市防災会議

担当課 総務部 防災危機管理課

電話番号 098-861-1102 F A X 098-862-0614

U R L <https://www.city.naha.okinawa.jp/soshiki/0001/00010007/index.html>